

## 岡谷市環境教育コーディネート事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、教育現場等における環境教育のニーズと事業所・団体等が行っている事業の中で環境学習に活用できる事業、技術、イベント、施設等を、市がコーディネートすることによって、環境教育の促進を図る。

(講師派遣申請の対象団体等)

第2条 講師の派遣申請ができる学校・団体等は、下記のとおりとする。

- (1) 市内の小中学校
- (2) その他の市内教育機関
- (3) 市内事業所・団体・グループ。ただし、概ね5名以上受講できること。

(講師派遣申請方法)

第3条 講師の派遣、施設の見学等を希望する学校・団体等は、環境教育コーディネート事業講師派遣（施設使用）依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）を市長に提出しなければならない。

(講師派遣申請先)

第4条 前条の依頼書の申請先は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の小中学校 教育総務課
- (2) その他の事業所、団体等 環境課

2 教育総務課は、提出された依頼書を確認した後、環境課に提出することとする。

(実績報告)

第5条 環境教育を実施した学校・団体等は、環境教育コーディネート事業講師派遣（施設使用）実績報告書（様式第2号）を前条の各申請先に提出しなければならない。

(環境教育を行う事業所等の登録要件)

第6条 環境学習に活用できる事業、技術、イベントを実施しており、市内の学校・団体等からの要請があった時、ボランティアで講師の派遣、施設の見学などに応じられる事業所、団体、個人等（以下「環境教育を行う事業所等」という。）とする。ただし、政治活動、宗教活動、営利活動及び特定の国、団体、個人、事業所等に対する違法・不当な誹謗・中傷を行わないものとする。

(環境教育を行う事業所等の登録申請)

第7条 環境教育を行う事業所等は、環境教育コーディネート事業登録申請書(様式第3号)を市長に提出し、当該事業に登録するものとする。

(環境教育を行う事業所等の登録の変更及び解除)

第8条 前条の登録を行った環境教育を行う事業所等は、登録内容に変更があった場合、また登録を解除する場合は、環境教育コーディネート事業登録変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(岡谷市の責務)

第9条 市長は、第6条に定める要件を満たしていると認めた環境教育を行う事業所等を、当該事業に登録し、公表する。

第10条 学校・団体等から講師の派遣、施設の見学等の申請があった場合は、依頼書に基づき、事業所・団体等と調整し、講師派遣などの日程等を決定し、申請者に通達する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。